

- IT 基本法

1. IT 基本法

高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針を定め、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的に定めた法律。

2. サイバーセキュリティ基本法

サイバーセキュリティに関する施策に関し、基本理念を定め、サイバーセキュリティ戦略の策定など施策の基本となる事項を定めるとともに、サイバーセキュリティ戦略本部を設置すること等により、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、経済社会の活力の向上、持続的発展、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現を図るとともに、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に寄与することを目的とする法律。

3. e-文書法

正式名称は「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」。紙文書の保存を前提としていた要件を、電子的に作成した文書の電子データによる保存を許容するとした法律。

4. 不正競争防止法

公正な競争と国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止を目的として設けられた法律。保護の対象は営業秘密である。

5. 営業秘密

企業の内部において、秘密として管理されている製造技術上のノウハウ、顧客リスト、販売マニュアル等の有用な情報であって、公然と知られていないもの。情報が営業秘密として扱われるには、以下の3つの要件を満たしている必要がある。

- ✓ 秘密性: 営業秘密であることが客観的に認識できる管理がされていること
- ✓ 有用性: 経済的な価値を持つ情報であることが客観的に認識できること
- ✓ 非公知性: 一般的な常識や広く知られていない情報であること

6. 技術的制限手段に対する不正競争行為
デジタルコンテンツのコピー管理技術やアクセス管理技術を無効にすることを目的とする機器やプログラムを提供する行為。
7. 不正にドメインを使用する行為
不正の利益を得る目的または他人に損害を加える目的で、他人の特定商品等表示と同一または類似のドメイン名を使用する権利を取得・保有し、又はそのドメイン名を使用する行為。
- 個人情報保護法
8. 個人情報保護法(個人情報の保護に関する法律)
個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利や利益を保護することを目的とする法律。当初は想定されなかったようなパーソナルデータの利活用が可能となったことを踏まえ、「定義の明確化」「個人情報の適正な活用・流通の確保」「グローバル化への対応」等を目的として、平成 27 年に改正個人情報保護法が公布。
9. 個人情報
生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの。他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。
10. 個人データ
個人情報をデータベース化した場合、そのデータベースを構成する個人情報。
11. 保有個人データ
個人データのうち、事業者が開示等の権限を有し6か月以上にわたって保有する個人情報。
12. 個人情報取扱事業者
個人情報データベース等(紙媒体、電子媒体を問わず、特定の個人情報を検索できるように体系的に構成したもの)を事業活動に利用している者のこと。

13. 要配慮個人情報

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報。

14. 匿名加工情報

個人情報の区分に応じて当該各号に定められる措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元できないようにしたもの。

15. 個人情報保護委員会 (PPC、Personal Information Protection Commission)

内閣府の外局として、内閣総理大臣の所轄に属する行政委員会。個人情報保護の監督機関。個人情報の保護に関する法律に基づき、2016年(平成28年)1月に設置された。

✓ 特定個人情報の監視／監督

特定個人情報の取扱者に対して、必要な指導・助言や報告徴収・立入検査を行い、法令違反があった場合には勧告・命令等を行う。

✓ 苦情あっせん／相談業務

特定個人情報の取扱い等に関する相談窓口を設置して相談を受け付ける。

✓ 基本方針の策定／推進

個人情報保護法に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」の策定等を行い、官民の個人情報の保護に関する取組を推進する。

✓ その他の活動

国際協力、広報・啓発、国会報告や必要な調査・研究等を行う。

16. プロバイダ責任制限法

特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利を定めている。

17. 特定電気通信役務提供者

インターネットサービスプロバイダ (ISP) だけでなく、企業、大学、地方公共団体や、電子掲示板を管理する個人、ウェブホスティング等を行ったり、第三者が自由に書き込みのできる電子掲示板を運用したりしている者なども含まれている。

18. 発信者情報開示請求権

インターネット上で匿名発信情報により被害を受けた者が、被害回復のために、特定電気通信役務提供者に対して IP やタイムスタンプ等の発信者に関する情報の提供を求める権利。

19. 賠償の責任を負う必要がない場合の例

下記の例をすべて満たす場合には、プロバイダは賠償の責任を負う必要がないことがある。

- ✓ プロバイダ等自身が情報の発信者でない。故意または重大な過失がない。
- ✓ 情報の送信を防止する措置を講ずることが技術的に不可能である。
- ✓ 権利を侵害する情報が流通していたと知らなかったか、情報の流通を知っていたが、他人の権利が侵害されたと認めるに足りる相当の理由がない。
- ✓ 送信を停止するよう要求があり、情報発信者に送信停止の同意を求めた場合において 7 日以内に返答がなかった。

20. コンピュータ犯罪防止法(改正刑法)

刑法改正によって、電磁的記録に関する犯罪行為、電子計算機を使用した詐欺行為、電子計算機を使用した業務活動に対する妨害行為などの犯罪に対する罰則規定が盛り込まれた。

21. リベンジポルノ被害防止法

被害者に対する支援体制の整備等について定めることにより、個人の名誉及び私生活の平穩の侵害による被害の発生又はその拡大を防止することを目的とする法律。プロバイダ責任制限法の特例がある。2014 年 11 月に成立。

〔問題集〕

- ✓ 石川敢也(共著)「情報セキュリティマネジメント要点整理 & 予想問題集」 翔泳社
- ✓ 情報セキュリティマネジメント試験合格講座 <http://rakupass.com/security/>

